

暴力団排除条項の導入に伴う普通貯金・当座勘定規定の改定について

J Aバンク岩手県信連（以下「当会」）は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成22年12月1日付で普通貯金規定、普通貯金無利息型（決済用）規定および当座勘定規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新规定の適用を開始することといたしました。

暴力団排除条項とは、貯金者（またはこれから貯金取引を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当会の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

当会では、今後とも反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化してまいります。

【今回導入した暴力団排除条項】

次の各号のいずれにかに該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

以上

J Aバンク岩手県信連